

松江市交通局ラッピングバス広告等掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、松江市交通局広告の掲載及び放送基準(以下、「交通局広告掲載基準」という。)(平成17年3月31日施行)に定めるもののほか、松江市交通局ラッピングバス広告等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ラッピングバス広告(以下「ラッピング広告」という。)は、バスボディに広告を行なうものをいう。

(掲載の基準)

第3条 ラッピング広告の性質は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 松江市周囲の景観と調和したデザインであるもの
- (2) 地色又は広範囲に使用する色彩は、マンセル表色系において彩度10以下でかつ明度3以上であるもの
- (3) 松江市交通局のバスが容易に判別できるよう車輛の各側面及び、後部面に松江市交通局名を表示してあるもの
- (4) 広告箇所については、両側面及び後部面のみとする。

(広告依頼主の制限)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者から依頼される広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
- (3) タバコに関するもの
- (4) 占い、運勢判断等に関するもの
- (5) 興信所、探偵事務所等
- (6) 特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続き中又は、会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き中の事業者
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (12) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)その他の法令等に違反している事業者

- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 市税等の滞納がある事業者
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (17) 上記以外にも各種法令に違反しているもの

(広告内容の制限)

第5条 次の各号に定める内容の広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転手の注意力を散漫にするおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密であるもの
- (3) 責任の所在が明確でないもの
- (4) 虚偽のおそれのあるもの
- (5) 他人の人権を侵害するもの
- (6) 人種・信条・性別・職業・境遇等による差別的な表現があるもの
- (7) 名誉毀損、プライバシーの侵害となる表現があるもの
- (8) 他人を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- (9) 誤認、錯誤させるおそれのあるもの
- (10) 暴力、賭博(公営ギャンブルを除く。)、麻薬、売春等の犯罪を肯定し、又は美化するような表現があるもの
- (11) 商標、著作物等を無断で使用したもの
- (12) 社会秩序を乱す表現があるもの
- (13) 宗教団体の勧誘又は布教活動に関連するもの
- (14) 政党及び政治団体の運動に関するもの
- (15) 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (16) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (17) 交通局の円滑な運営に支障をきたすもの

(18)消費者保護の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示並びに誤認を招くような表現。(例:「世界一」「一番安い」等)ただし、根拠となる資料があるものは別とする。
- イ 射幸心を著しくあおる表現(例:「今が・これが最後のチャンス!」等)
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- オ 国家資格に基づかない者が行う療法等
- カ 広告の内容が明確でないもの
- キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨保証、指定等をしているかのような表現のもの

(19)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- イ 性的感情を著しく刺激するもの
- ウ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
- エ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

(20)その他交通局長が不適切であると認めたもの

(21)その他別紙「広告内容ごとの個別基準」に反しないもの。

(広告の削除及び内容等の変更)

第6条 交通局長は、広告が一度掲載された場合でも、次の各号に該当する場合には、指定広告代理事業者に対して、広告の削除若しくは広告内容等の変更を求めることができる。

- (1)広告の内容、デザイン内容等が各種法令等に違反しているとき、若しくはその恐れがあることが判明した場合。
- (2)改めて、「松江市交通局広告の掲載及び放送基準」及び本掲載基準に抵触していると判断したとき。

(広告掲載による損害)

第7条 前条の規定による広告の削除及び変更等を指定広告代理事業者が行わず、そのことにより交通局に損害が発生した場合は、その損害の一部又は全部について、交通局は指定広告代理店に対して、損害賠償請求を行うことができる。

(広告内容等に対する責任等)

第8条 指定広告代理事業者は広告の掲載にあたっては、その広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことを交通局長に対して保証するものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、指定広告代理事業者及び広告依頼主の責任・負担において解決することとする。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。